

エココミュニティ会議への職員派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「エココミュニティ会議」(以下「会議」という。)への職員派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 各地域が自主的に設置する会議に、当該地域の担当としてエココミュニティ担当職員(以下「担当職員」という。)を派遣する。

2 担当職員は、市長が任命する。

3 担当職員は自薦を基本とし、所属長の推薦を受けるものとする。

(職務)

第3条 担当職員は次の各号に掲げる職務を行なう。

(1) 会議における地域の課題及び問題等について他の委員と検討する。

(2) 会議の運営、又はその活動に必要な情報の提供、助言、支援。

(3) その他会議の運営、その活動に必要な協力。

(定数)

第4条 担当職員は、1地区につき2名を基本として配置する。ただし市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(任期)

第5条 担当職員の任期は2年を原則とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第6条 担当職員から辞任の申し出があり、市長が相当と認めるときは、その職を解任することができる。

(庶務)

第7条 派遣される担当職員に関する庶務は、環境学習都市推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、担当職員の派遣に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。